

社会福祉法人板額の里 定 款

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第 2 種社会福祉事業

- ア、老人デイサービス事業
- イ、老人短期入所事業
- ウ、認知症対応型老人共同生活援助事業
- エ、障害福祉サービス事業

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人板額の里という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を新潟県胎内市表町 6 番 1 7 - 1 2 号に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選定委員会を置き、評議員の選任及び解任は当該評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名及び外部委員 2 名の合計 4 名の選定委員（以下「委員」という）で構成する。
- 3 評議員候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。
- 4 評議員選定委員会の運営等については、評議員選定委員会運営細則で定め、当該細則は、理事会において定める。
- 5 評議員候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該候補者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選定委員会の決議は、3 名以上の委員が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。但し、外部委員が少なくとも 1 名以上出席し、且つ出席した外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第5条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、評議員会において別に定める役員等報酬規程に従って、交通費等の費用を弁償することができる。

第2章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(議長)

第10条 評議員会の議長は、当該評議員会の都度、評議員の互選により選出する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する権限を有する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認（社会福祉充実計画策定が必要な場合）

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催する。そのほか、必要がある場合に開催するものとする。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該評議員会に出席した評議員から議長が指名した議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

（評議員会運営規則）

第16条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

（役員の選任）

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及び本定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で少なくとも2回（6月及び3月）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任し

た役員の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第17条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の不調のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき

（役員の報酬等）

第23条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める役員等報酬規程に従って、報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、前記役員等報酬規程に従って、交通費等の費用を弁償することができる。

（職員）

第24条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長や他の重要な職員（以下「施設長等」という）は、理事会において選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

（構成）

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（議長）

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

（権限）

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

（招集）

第28条 理事会は、理事長が招集する

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、その他の各理事が理事会を招集する。

（決議）

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があつ

たものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第31条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

老人デイサービスセンターウエルネス中条、老人短期入所施設ショートステイウエルネス中条、認知症対応型老人共同生活援助事業グループホームウエルネス中条及び居宅介護支援事業所ウエルネス中条

の敷地16筆 1, 937.62㎡

内 訳

所 在 地 番	地 目	地 積 (㎡)
新潟県胎内市表町100番30	井 溝	2.85
新潟県胎内市表町109番2	宅 地	281.83
新潟県胎内市表町109番4	宅 地	61.41
新潟県胎内市表町109番5	宅 地	1.43
新潟県胎内市表町109番6	宅 地	5.18
新潟県胎内市表町109番7	宅 地	124.03
新潟県胎内市表町110番3	宅 地	79.96
新潟県胎内市表町110番6	宅 地	325.29
新潟県胎内市表町110番7	宅 地	129.48
新潟県胎内市表町110番8	宅 地	95.47
新潟県胎内市表町110番9	宅 地	6.35
新潟県胎内市表町111番1	宅 地	490.65
新潟県胎内市表町111番4	宅 地	81.33
新潟県胎内市表町112番2	宅 地	243.31
新潟県胎内市表町112番4	宅 地	7.11
新潟県胎内市表町113番29	宅 地	1.94

(2) 建 物

老人デイサービスセンターウエルネス中条、老人短期入所施設ショートステイウエルネス中条、認知症対応型老人共同生活援助事業グループホームウエルネス中条及び居宅介護支援事業所ウエルネス中条

の建物 1, 928.14 m²

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (m ²)
養 護 所	新潟県胎内市表町	鉄骨造陸屋根	1階 685.58
	111番地1、109番地4、	3階建	2階 621.28
	110番地6、110番地7		3階 621.28

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、胎内市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、胎内市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る）。

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の理事会の承認を受けた書類のうち、(1)、(3)、(4)及び(6)の書類については、定時評議員会に提出し、(1)の書類についてはその内容を報告し、(3)、

(4)及び(6)の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1)監査報告
- (2)理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4)事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及び本定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併または破算による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、胎内市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を胎内市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人板額の里の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

1. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	平川	邦彦
理事	平川	啓一
〃	小野	鉦三郎
〃	佐藤	悌吉
〃	佐藤	勉
〃	渡邊	晃
監事	砂田	徹也
〃	熊倉	孝直

2. この定款は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。